

富士市まちづくり活動推進条例項目検討シート

項目 1：条例の目的

<事務局条文案>

この条例は、地区住民による主体的なまちづくり活動を尊重し、まちづくり協議会と市による協働のまちづくりを目指していくにあたり、地区まちづくり活動の基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会の位置づけ及び市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、地区住民がつながり合い、支えあえる、安定的かつ継続的なまちづくりを推進することを目的とする。

Memo:

※他市の参考例

①嬉野市地域コミュニティ条例 (目的)第1条

この条例は、嬉野市の発展の基礎である地域づくりについて基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、地域コミュニティ及び市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的な地域におけるまちづくりを推進することを目的とする。

②松山市地域におけるまちづくり条例 (目的)第1条

この条例は、地域におけるまちづくりについて、基本理念を定め、市及び市民の役割を明らかにするとともに、まちづくり協議会、市の支援等に関し必要な事項を定めることにより、安定的かつ継続的な地域におけるまちづくりを推進することを目的とする。

③京都市地域コミュニティ活性化推進条例 (目的)第1条

この条例は、地域コミュニティの活性化の推進に関し、その基本理念を定め、並びに本市等及び事業者の責務並びに地域住民の役割を明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、地域コミュニティの活性化を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

④豊中市地域自治推進条例 (目的)第1条

この条例は、豊中市自治基本条例第12条第1項に規定する地域自治組織の形成及び活動に関し必要な事項を定めるとともに、その他地域自治に関する事項を定めることにより、地域自治の推進を図り、もって地域自治の発展に寄与することを目的とする。

⑤越前市地域自治振興条例 (目的)第1条

この条例は、地区の市民等が身近な課題を自主的に解決し、地区の個性を生かして自立的にまちづくりを行う自治振興会の活動に関する事項の大綱を定めることにより、市と当該団体との間の基本的関係を明らかにするとともに、当該団体の民主的かつ効率的な活動の確保を図り、もって地域自治の推進に資することを目的とする。

⑥宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例 (目的)第1条

この条例は、創造豊かで活力あるまちづくりを推進するため、市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、市民一人一人が快適で、安全で、温もりのある暮らしのかたちを実現できる環境を整えることを目的とする。